

『長久手市の重層的支援体制整備事業について』

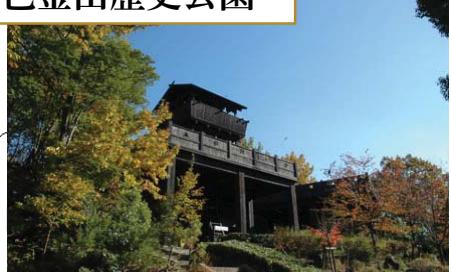
令和3年7月 長久手市地域共生推進課

1

長久手市の概要



色金山歷史公園



面積 21.55km²
東西最長 約8km
南北最長 約4km



古戰場公園



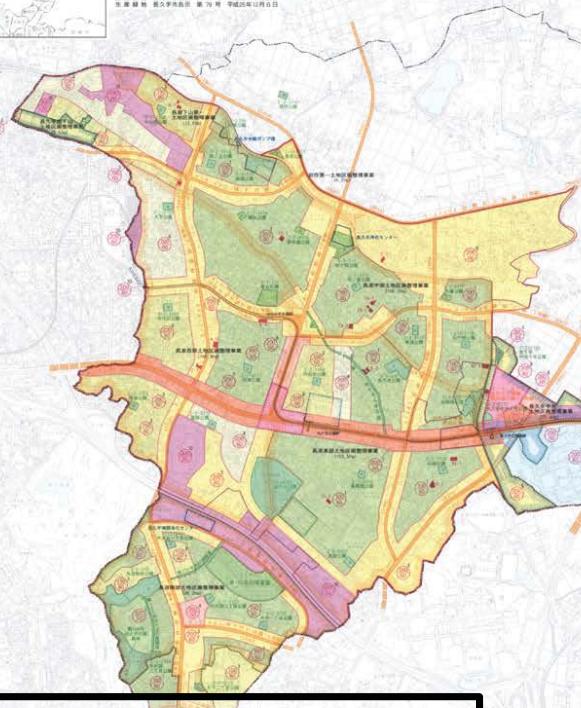
首塚

小牧・長久手の戦い（1584年）

長久手市の概要

名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図

長久手市都市計画図



西部…市街化された都市

- ・公立小学校数 6校、公立中学校数 3校
- ・地域包括支援センター 委託2箇所
- ・基幹相談支援センター 委託1箇所
- ・生活困窮者自立支援機関 委託1箇所
- ・利用者支援事業 直営

2022年
モリコロパーク
⇒ジブリパークへ

東部…自然豊かな田園

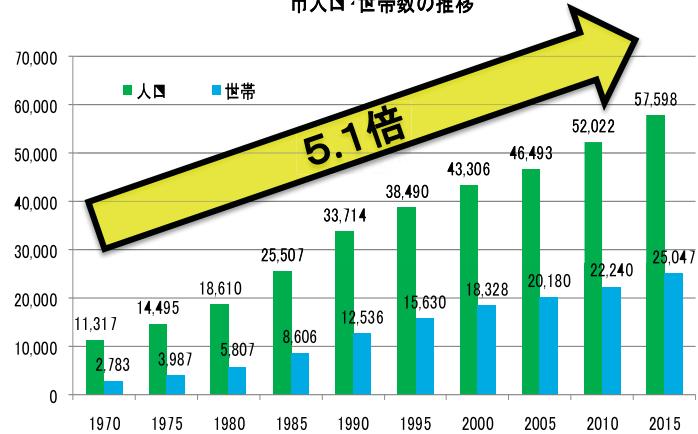
3

長久手市の概要

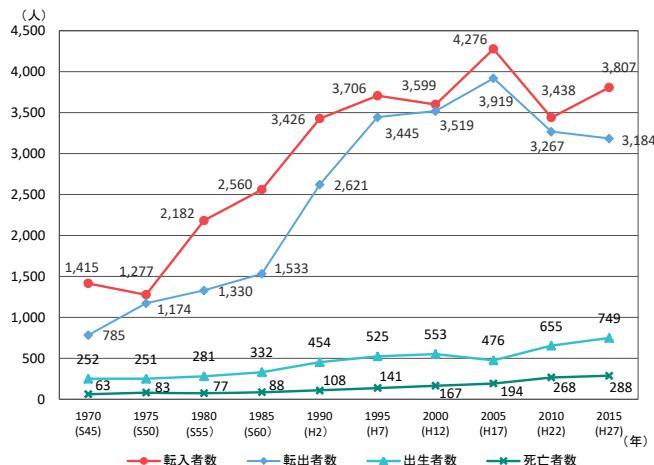
人口 60,077人
世帯数 24,636世帯
(2020. 11. 1現在)

増加率
県内1位！
全国6位！

市人口・世帯数の推移



出典：国勢調査



転入者数、転出者数の推移（1970-2010）

出生者数、死亡者数の推移（1970-2010）

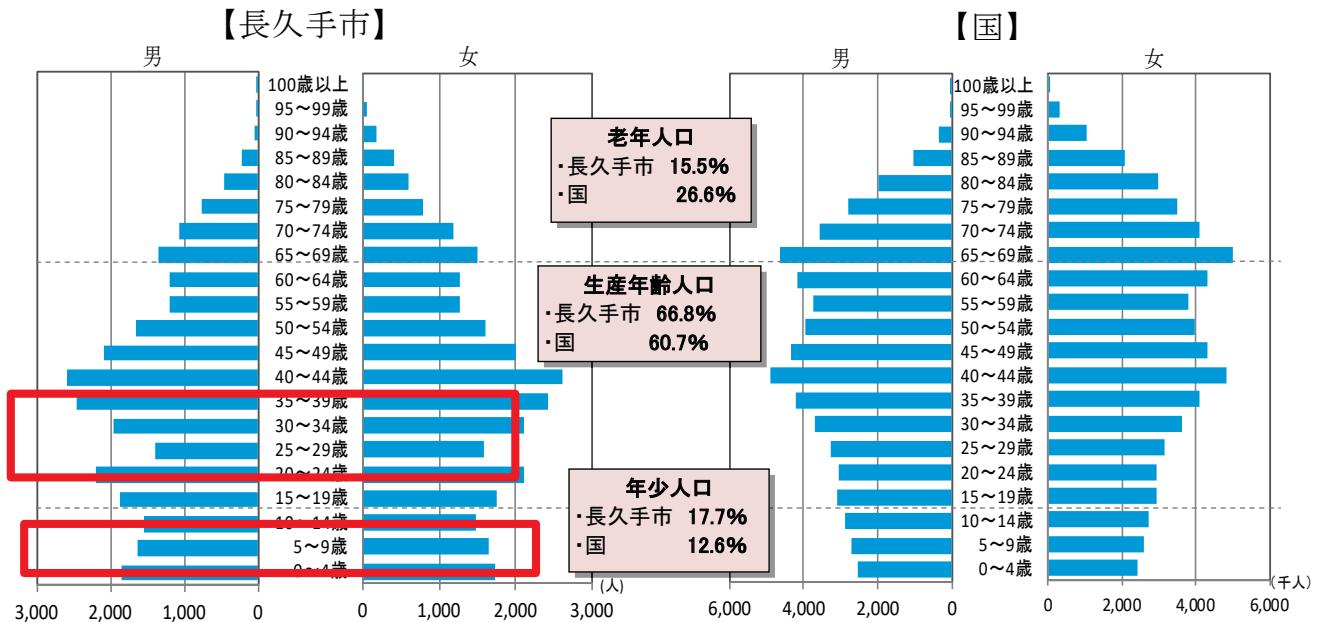
▶転入者数が転出者数を常に上回っている（継続的な社会増）

▶出生者数が死亡者数を常に上回っている（継続的な自然増）

資料：なごくとの統計（市民課）

2 ページ

長久手市の概要



資料：国勢調査（H27）

図1 長久手市と国の人口ピラミッド（平成27年）

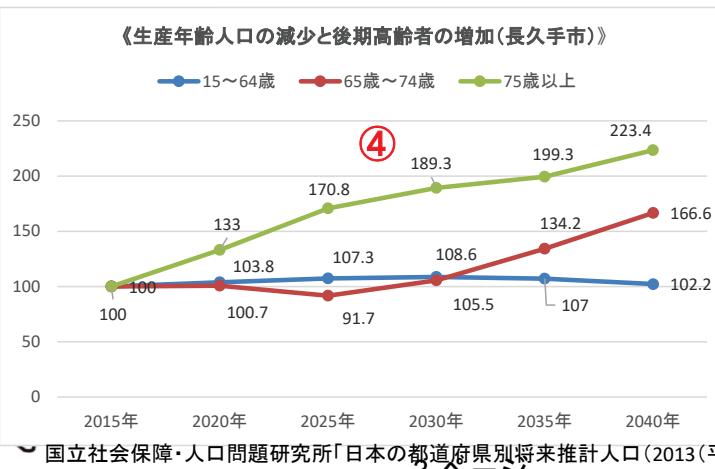
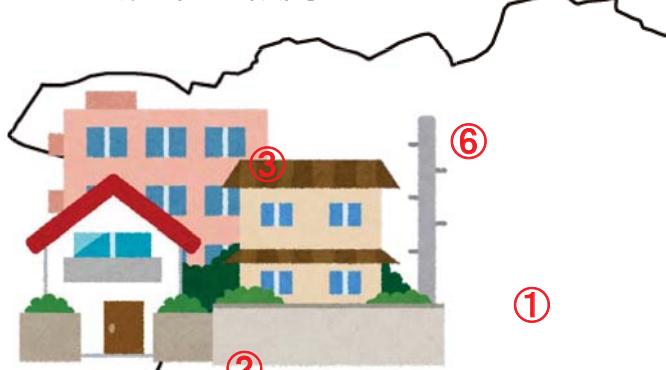
市平均年齢 38.6歳

※参考 令和2年11月1日現在の指標
平均年齢 40.2歳，高齢化率 16.6%

5

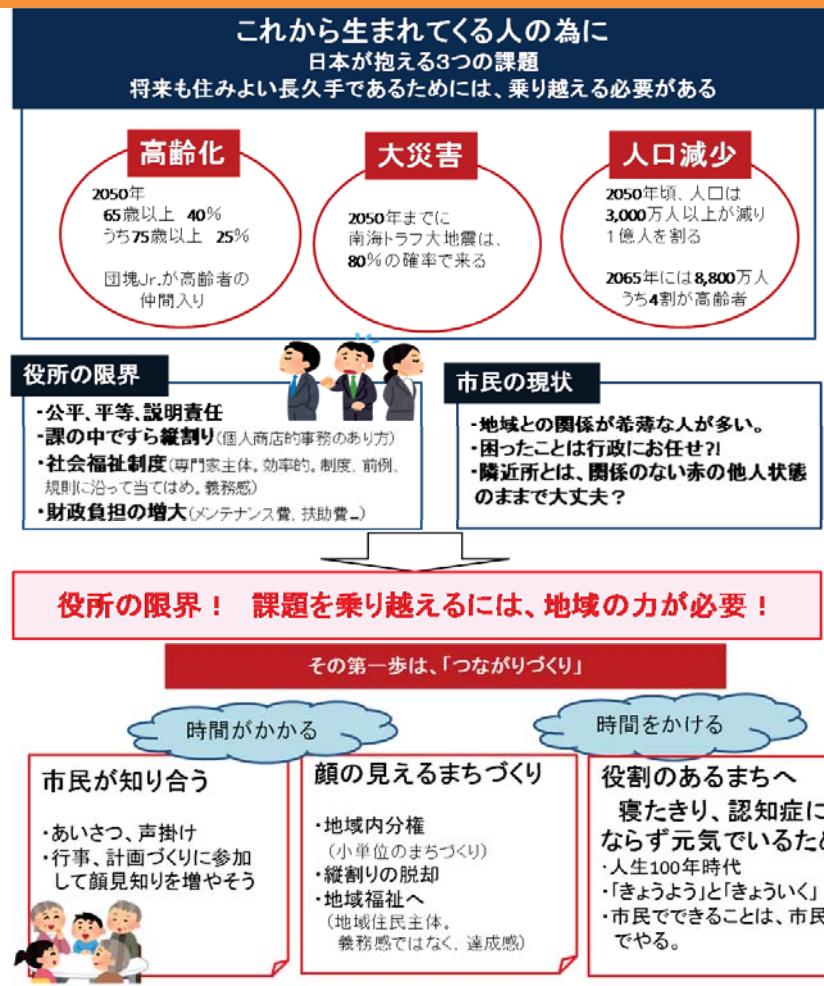
長久手市の概要

◎ 自治会等の加入率は、転入者の多い地域は低い傾向にある。



◎近年、開発が進み
人口が急増

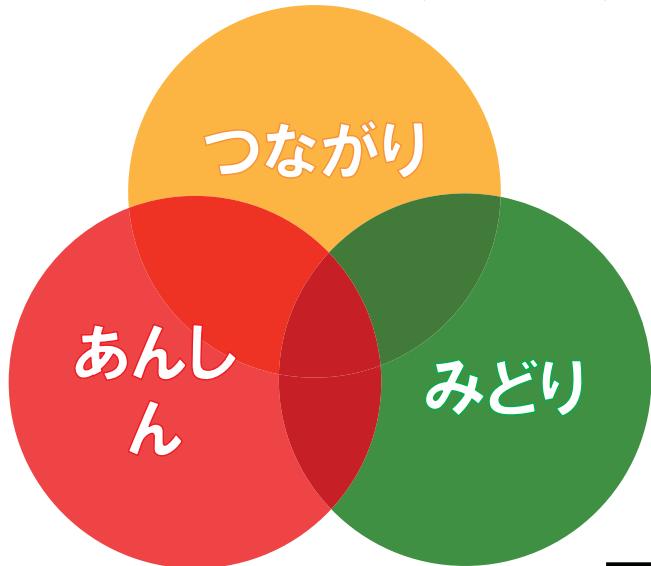
課題への対応～市民主体のまちづくり～



課題への対応～市民主体のまちづくり～

「一人ひとりに役割と居場所があるまち」を実現するための手段

～3つの基本理念(フラッグ)～



○ 「つながり」を大切にすると、多様な人が“活”きる

地域の「つながり」を大切にし、みんなが活躍できる「一人ひとりに役割と居場所があるまち」を目指す

○ 「あんしん」を大切にすると、多様な人が“生”きる

地域で「あんしん」を育み、「助けがなかつたら生きていけない人は全力で守る」まちを目指す

○ 「みどり」を大切にすると、多様性が“育”きる

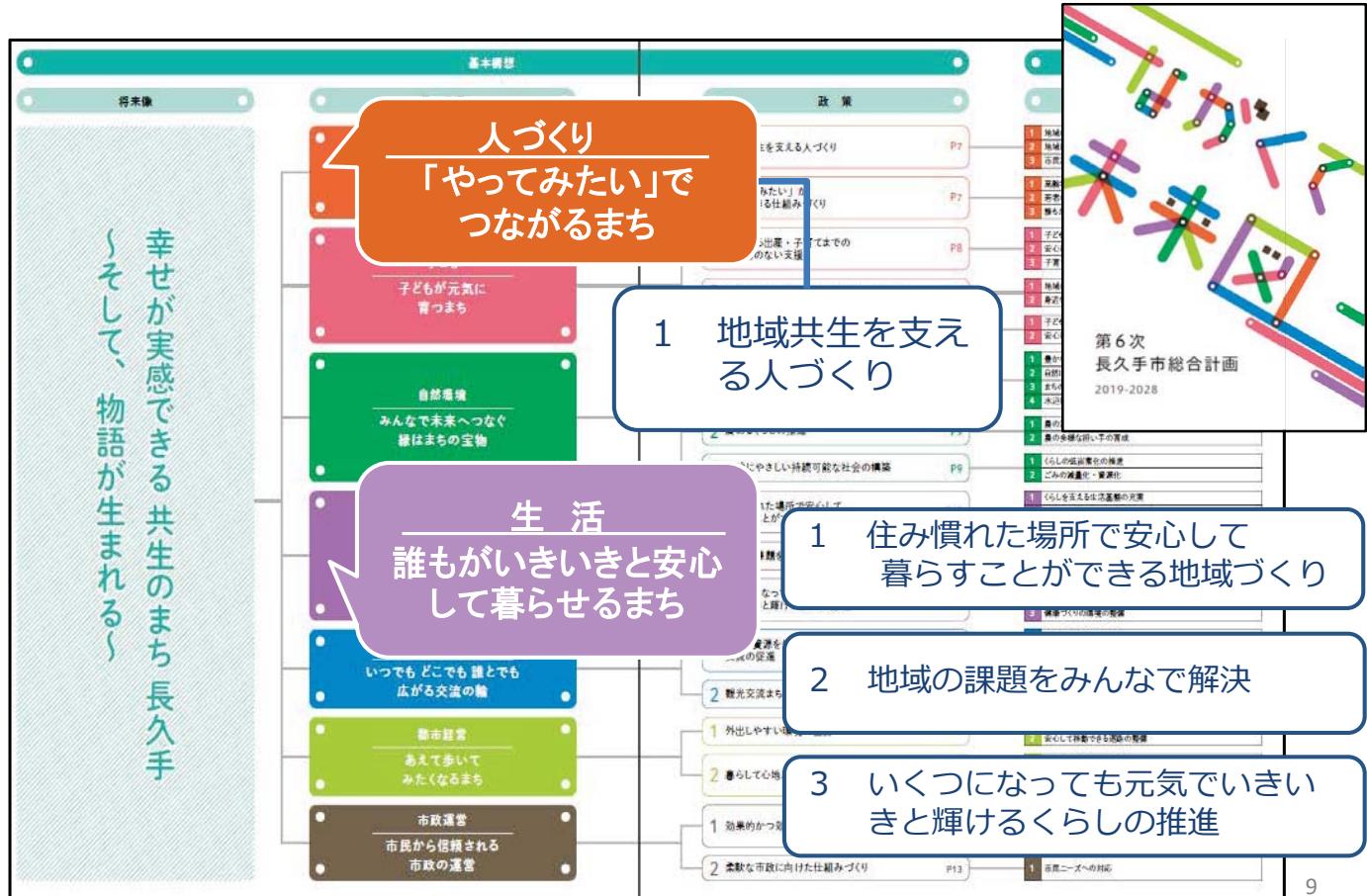
「みどり」を大切にし、「ふるさと(生命ある空間)の風景を子どもたちに」



市民の力が必要

第6次長久手市総合計画「ながくて未来図」

長久手市が目指す10年後の姿やそれを実現するための取組を示したまちづくりの指針となる計画

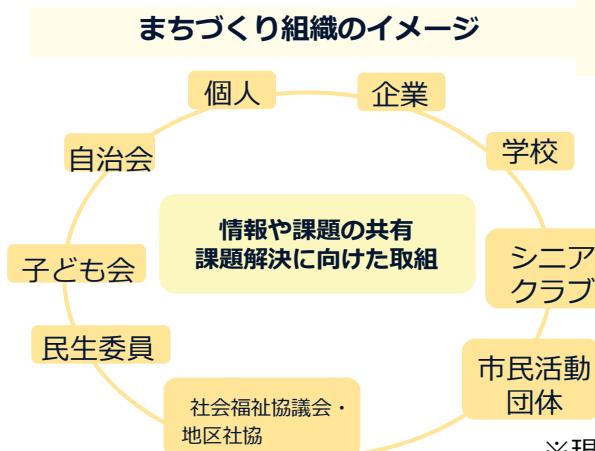


9

課題への対応～市民主体のまちづくり～

▶ 小学校区単位のまちづくり組織・地域拠点づくり

地域拠点 = 地域共生ステーション



※現在、まちづくり協議会は、6小学校区のうち、2小学校区で設置。2小学校区が設置に向けた準備中。

市全体

- ・画一的に捉えてしまう
- ・個々の問題に対応できない
- ・顔の見えない関係
=言動に責任がない



小学校区 単位

地域の課題は地域で解決

- ・一人ひとりに寄り添うことができる
- ・顔の見える関係
=言動に責任が生まれる

課題への対応～地域福祉の取組～

市民主体のまちづくり

「地域の困りごとは、地域で解決する」

改正社会福祉法（平成30年4月施行）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

理念を実現するためのそれぞれの役割

市民

身近な圏域（おおむね小学校区単位）で地域福祉活動（＝まちづくり）への参加

一緒に取り組む

行政

- ◆ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ◆ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制づくり

実現に向けて

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

平成29年12月～厚労省モデル事業開始

● 地域力強化推進事業

- ・市民が地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・CSWによる市民の地域福祉活動への支援

● 多機関協働相談支援包括化推進事業

- ・【悩みごと相談室】をコントロールタワーとして、複雑化、複合化した課題に適切に対応するために総合的な相談支援体制づくり

11

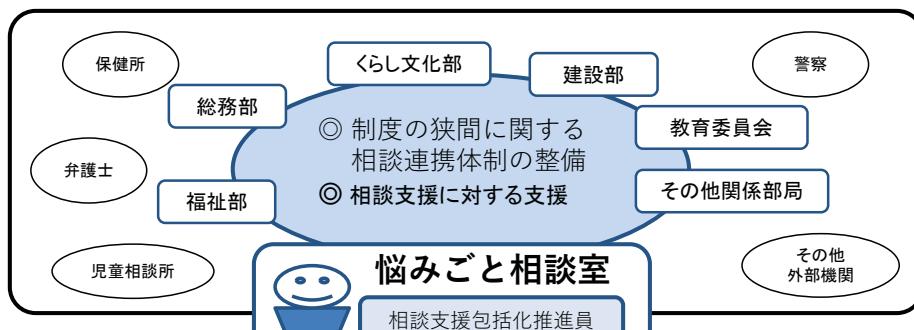
課題への対応～地域福祉の取組～

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（H29.12～ 厚労省モデル事業）

所管：悩みごと相談室

所管：福祉施策課

多機関協働相談支援包括化推進事業



相談支援包括化推進員の仕事

- 担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題（複合的課題）等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
- また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やCSW（地区社協）などの地域の調整役に対応を依頼
- 各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
- 課題解決のために不足する新たなサービスの創出など

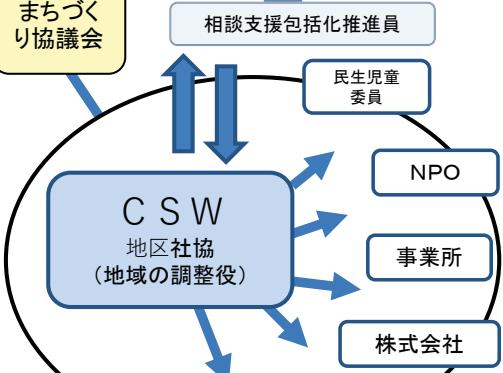
【長小校区・東小校区・北小校区】

【南小校区・市小校区・西小校区】

地域力強化推進事業

- 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ

まちづくり協議会



地域の生活課題を地域で
解決できる住民の力
(地域の資源)

- 地域サロン
- 地域福祉学習会
- 見守りサポート
- ボランティアサークル
- 支え合いマップ
- 生活支援サポートなど

課題への対応 【地域力強化推進事業（社会福祉協議会の取組）】

事業内容

- 小学校区単位で地区社協を設置。CSWを中心に、地域の問題、特に福祉に係る課題解決に向けて、その道筋を立てるための話し合いや学習会の実施。
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場づくり。

地区社協の「構成」

運営委員会

- 民生委員児童委員
- 自治会連合会
- ・まちづくり協議会
- 役員
- CSW（会長）



（運営委員会の様子）

◎月1回定例会開催

地域の困り事の情報共有・意見交換、部会運営についての話し合い

テーマ部会

（地区によって異なる）

認知症予防 部会

閉じこもり・ひきこ もり防止部会

子育て部会

地域住民 参加自由

◎福祉のなんでも相談

CSWを中心に、地域の困り事を受け止める。

◎地域福祉学習会

介護や障がいなど、福祉に関する学習会を通じ、地域の困り事への関心を高める。

◎部会活動

困り事の発見、支え合う地域交流のため「居場所づくり」など

13

課題への対応 【地域力強化推進事業（社会福祉協議会の取組）】

地区社協・CSWの取組

【困っている人を早期発見し、みんなで支える仕組みを作る】

○地域福祉学習会

福祉課題のある方が、地域の中で孤立しないよう、身近な問題として理解を得るよう働きかけを行う。

《全地区で実施》

計48回実施



○アウトリーチ

地域の中で困っている人を早期に発見する。

※各地区300世帯目標

○ご近所パートナー訪問事業



定期的な見守りが必要な人に対し、地域のボランティアである「ご近所パートナー」が訪問による見守りを行う。

○見守りサポーター養成事業

日頃からあいさつ・声かけを行いながら、困っている人などを早期に発見し、CSWにつなぐなど、気づきの目を養成する。

○部会活動

《全地区で実施》

活動を通じて、地域の困りごとを発見。課題解決に向けた事業を展開

⇒『もりもり元気食堂』
『北っこひろば』
『子ども広場』 など



地域のボランティアとともに子どもや高齢者などの居場所づくり

○サロン活動の支援

地域住民が主体的に運営されているサロンに対して助成金を交付し、自主運営の支援や、つながりづくりを支援

市内45カ所

⇒ サロンへの定期訪問
住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる場づくり



課題への対応 【地域力強化推進事業】～福祉のなんでも相談（社協CSW）～

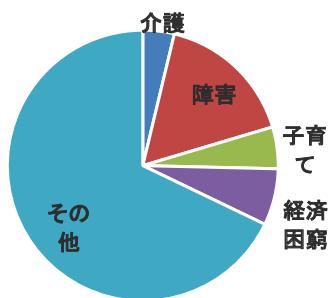
1 相談件数(CSW対応)

(1) 相談件数(H31.4～R2.3)

単位:件

地区	西小	北小	市が洞小	南小	東小	計
件数	1,142	1,126	468	544	303	3,280

(2) 相談内容



【その他の内容】

- ◆ 近隣住民とのトラブル
- ◆ 家族に関する悩み
- ◆ 住まい（ゴミ屋敷など）
- ◆ 仕事に関するこ
- ◆ 引きこもり・不登校

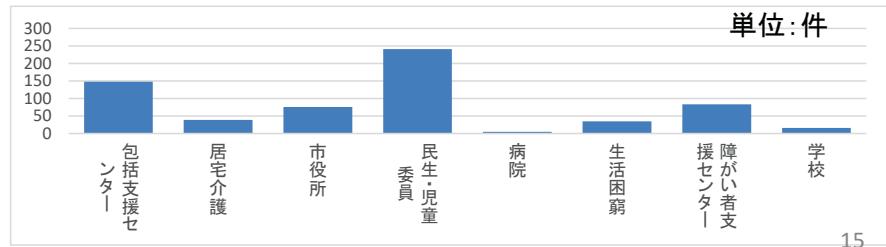


⇒制度の狭間の課題に対応



(3) 関係機関との連携

地域の課題を、主にCSWと民生委員・児童委員などが受け止め、必要に応じ関係機関等へつなぐ



15

課題への対応 【多機関協働相談支援包括化推進事業】

【事業推進体制】

相談支援包括化推進協議会

各種相談支援機関
福祉事業所

地域包括支援センター

障がい者相談
支援センター

家庭児童相談室

くらし・しごと・つな
がり
支援センター

保健センター

居住介護支援事業所

コミュニティ・ソ
シャル
ワーカー (CSW)

実務者会議

障がい関係

障がい者基幹相談
支援センター
(福祉課)

市民相談

悩みごと相談室

相談支援包括化推進員

高齢者関係

地域包括支援センター

(長寿課)

子育て関係

家庭児童相談室
(子ども家庭課)

教育

指導室

(教育総務課)

困窮関係

くらし・しごと・つな
がり
支援センター
(福祉課)

ケース会議

介護

生活
困窮

障がい

権利
擁護

保健師

教育

CSW

その他

個別検討



まちづくり協議会

地区社協

民生委員・児童委員

その他

地域

・情報共有・調整・進捗管理
・共通課題の共有

8ページ

16

課題への対応 【多機関協働相談支援包括化推進事業】

相談支援包括化推進員会議

(1) 概要

- 【出席者】 事務局（悩みごと相談室職員）、相談支援包括化推進員
 【頻度】 週1回（原則、毎週木曜日）
 【内容】 ①管理ケースの情報共有、進捗管理、支援方針の検討
 ②包括的支援体制構築に向けた検討
 ③相談支援包括化推進協議会・実務者会議の運営検討



(2) 会議の開催

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
推進協議会	2回	1回	2回
実務者会議	2回	3回	3回
担当者会議	相談支援包括化 推進員会議 37回	相談支援包括化 推進員会議 42回	相談支援包括化 推進員会議 45回
相談対応件数	個別ケース会議 21	個別ケース会議 18回	個別ケース会議 16回
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談世帯	16世帯	18世帯	13世帯
個人が複数課題を抱えている	4世帯	8世帯	2世帯
世帯内に課題を抱えた者が複数いる	12世帯	10世帯	11世帯
備考			
《困難ケースの主な課題》 障がい、子育て、不登校、認知症、経済的困窮、ひきこもり、家族不仲、ご近所トラブル 17			

課題への対応 【生活支援体制整備事業】 (社会福祉協議会へ委託事業)

生活支援コーディネーターが暮らしやすい地域づくりをサポートします！

地域で暮らす方々のニーズと生活支援サポーター等のマッチングを行い、生活支援の充実を目指します。サポーターの皆さん方が活動する上で、何かお困りごとがあれば、一人で抱え込まず、生活支援コーディネーターにご相談ください！

お問い合わせ
長久手市役所 長寿課 地域支援係 藤井・原田・西村 0561-56-0639
長久手市社会福祉協議会 児玉 0561-62-4700



包括的な相談支援体制の構築（個人から世帯支援）

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を抱える世帯に対する多分野による対応等に課題。

②少子高齢化による人口減少

地域の実情に応じた柔軟な相談支援体制整備、人材確保が必要。

(制度ごとの支援【縦割り】)

高齢者

障がい者

子ども

介護サービス

障がい福祉
サービス

子育て支援

包括化
効率化
化

包括的な相談支援体制

高齢者

障がい者

子ども

引きこもり・生活困窮
8050世帯・若年性認知症
難病患者・末期がん患者

【断らない相談窓口】

①地域の相談窓口 ②包括的な相談支援の検討・調整 ③制度の狭間への伴走支援

身近な地域の相談窓口 世帯全体の課題へのチーム支援 制度に当たはまらない相談者
どんな相談も受け止める。 を検討し、支援関係者間を調整。 に継続的につながり続ける。

介護サービス

障がい福祉
サービス

子育て支援

相談支援機関

ボランティア
・地域

R3年度から重層的支援体制整備事業実施に向けた府内調整

モデル事業実施における課題

- 現状の相談支援において、制度ごとの支援では制度の狭間が生じている。
- 縦割りはなくならない…
- 個別支援から地域づくりを一体的に実施するには。
- 多機関協働で取り上げるケースとは…。

実施にむけた府内・関係機関との協議

◎ R2年4月～	悩みごと相談室・長寿課・福祉課 担当者協議
7月	部課長へのレク、組織体制についての協議、まちづくり等所管課との協議
8月	関係課への説明及びヒアリング等
9月	予算編成について協議
10月	厚労省担当者による同事業の説明会（関係部課長対象） 相談支援包括化推進協議会説明 各相談支援機関、担当課へのヒアリング
11月	相談支援包括化推進協議会実務者会議で説明
R3年3月	民生委員児童委員協議会・地区社協等で説明
4月	府内政策調整会議（部長級）説明、課長級との意見交換会

協議を進める中で出た課題・問題点 など

- 各相談支援機関における、年齢・属性を問わない「断らない相談」に向けての理解、周知
- 地域力強化推進事業と多機関協働相談支援包括化推進事業を統合させ、新事業へ展開するために必要な組織体制
- 「多様な関係者によるプラットフォーム」まちづくり協議会、地区社協など、住民同士が出会い、話し合うことが出来る場づくりとその役割などの整理
- 地域力強化推進事業と生活支援体制整備事業との整理
- 個別支援から地域づくりを一体的に行うCSWの役割の整理
- 地域共生担当とCSWの連携強化

重層的支援体制整備に向けた関係機関へのヒアリング

まとめ①【福祉総合相談の実施】

- 新規の相談については、朝礼、終礼で、困難事例については、ケース会議などで組織として情報を共有、対応方針を確認。（個人で判断しない）
- 相談を受けて他の機関へつなぐのに困る困難なケースは少ない。
- 情報共有、連携するための取り組み、仕組みが出来てきている分野も多い。

まとめ②【多様な協働（夫婦有云議）の工夫】

- 支援する中で、既存の制度、社会資源で対応しきれないケースについては、ある程度相談を受けた機関が対応している。（対応の”のりしろ”が必要）
- CSW、相談支援包括化推進員の役割の周知不足。（ひとつの相談支援機関での対応が困難なケースの支援、相談者への伴走など）
- 分野の異なる支援機関同士がケースの相談、情報の共有ができる場が必要。（実務者会議の活用）

- ・特に総合相談に向けた体制づくりは必要ない。（仕様書、要綱などの見直しは必要。）
- ・普段、つながりのない分野、機関との連携が必要となった場合のつなぎ方は改善が必要。

- ・実務者会議を分野を超えた困難ケースの支援方針の検討、意見交換の場として活用。
 - ・検討事例を検証することで、新たな支援制度、仕組みの提言。

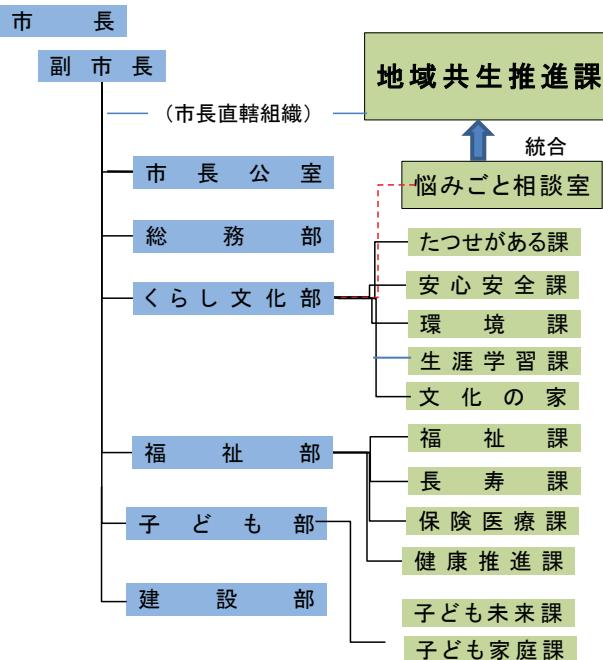
21

令和3年度 重層的支援体制整備事業実施に向けた新体制

重層的支援体制整備事業に取り組む意義

平成29年1月指針、市民主体による『一人ひとりに役割と居場所があり、幸福度の高いまち』の実現のため、市民の困りごとを身近な地域で受け止め、地域の課題は地域で解決できる仕組みを作り、誰もが安心して暮らせるまちをつくる

➤ R3～ 新体制による事業実施へ



【市長直轄組織 地域共生推進課】の設置 悩みごと相談室の機能と地域福祉を統合

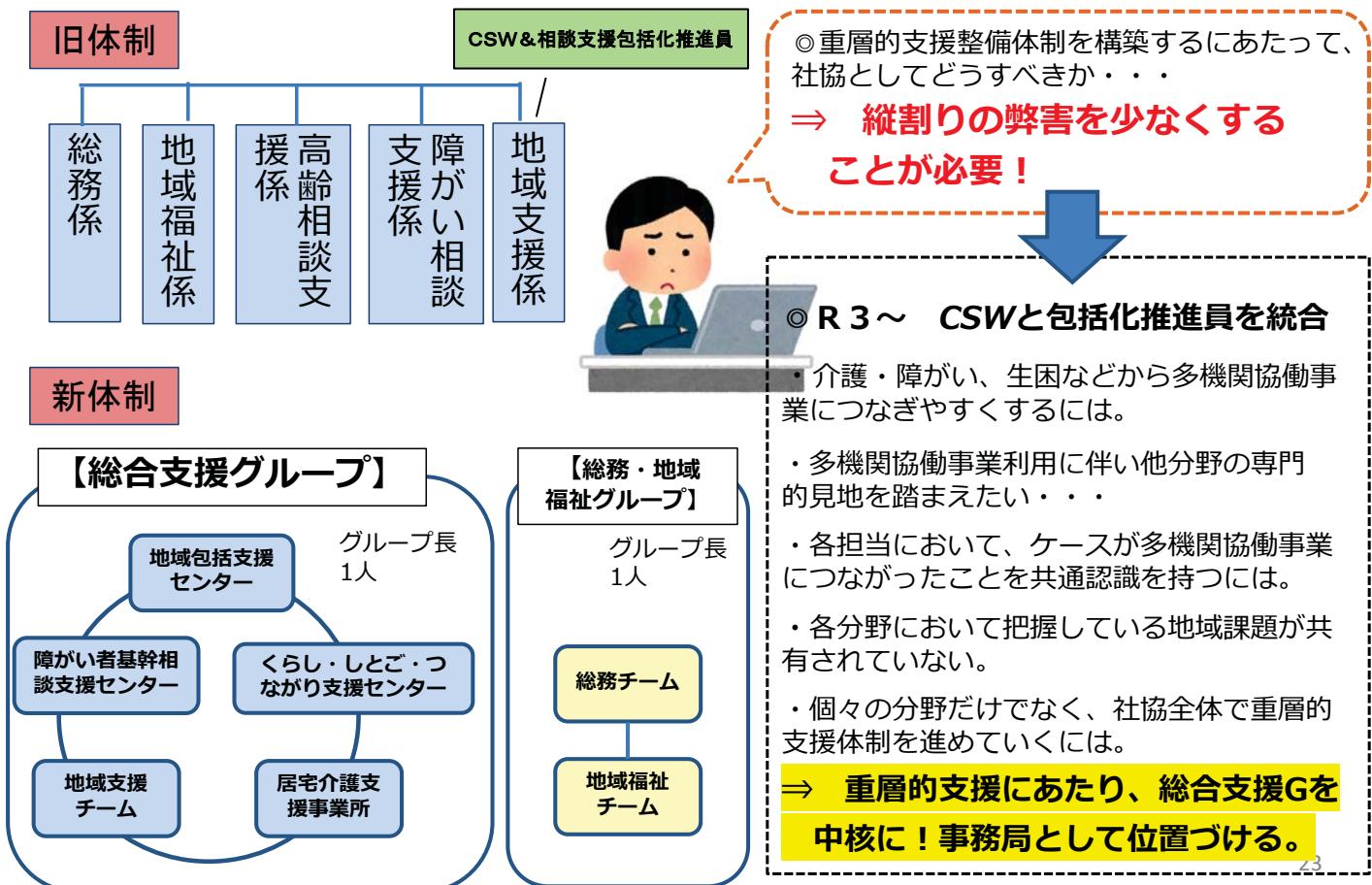
- ◆ 市民の生活全般にわたる課題を解決するための「相談窓口」
多重債務・消費生活・交通事故・相続など
- ◆ 重層的支援体制整備事業
地域共生担当
- ◆ 地域福祉

【職員体制】
課長(次長級) 1
主幹(課長級) 3
課長補佐 1
地域共生係 3

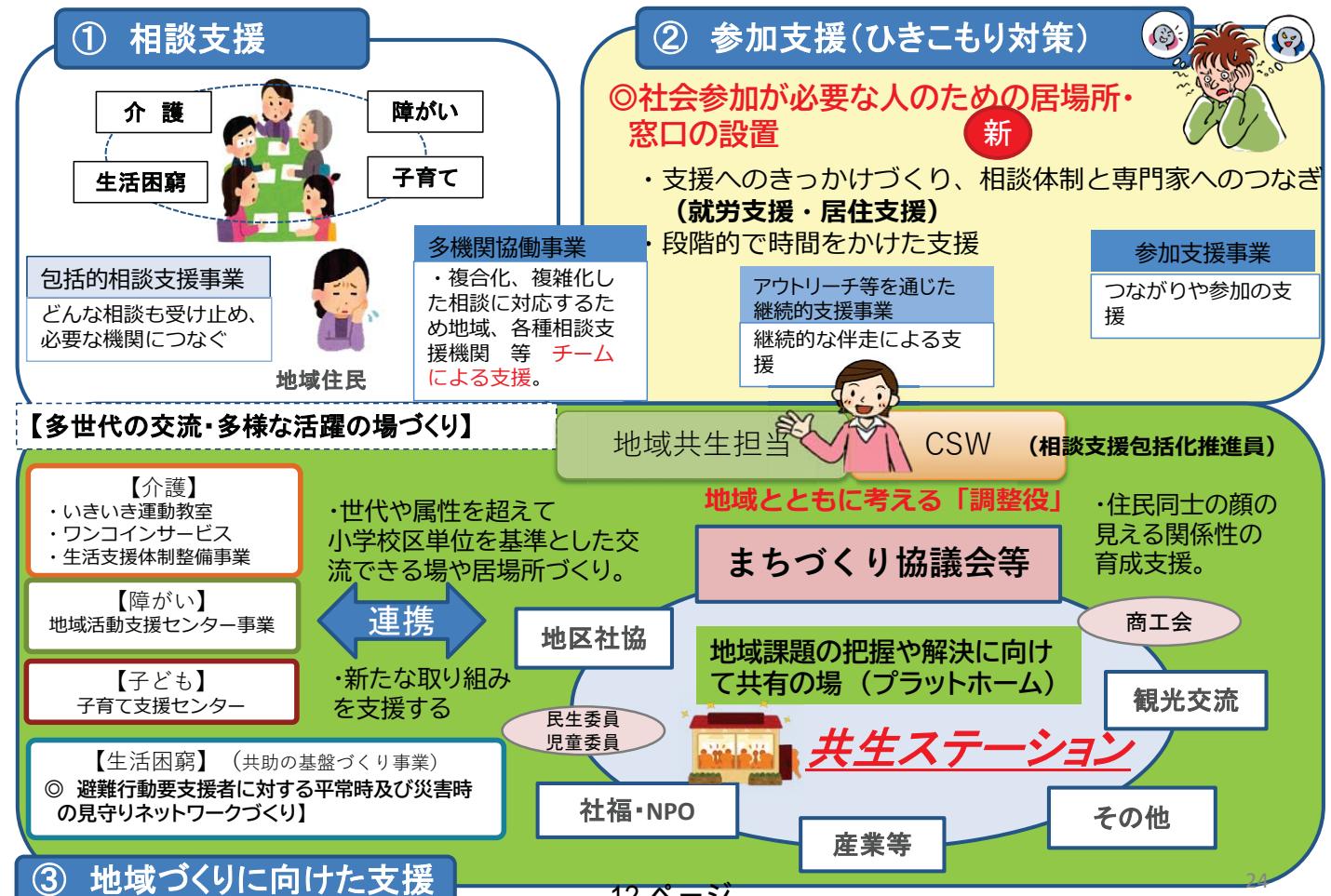
- ◎ 縦割りの弊害を少なくするため、部の垣根をなくし、市長直轄組織として「重層的支援体制整備事業」を所管
- ◎ 小学校区単位のまちづくりのため、各小学校区ごとに地域共生担当職員4人を配置

重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会

➤ R3～ 社会福祉協議会においても新体制による事業実施へ



長久手市重層的支援体制整備事業イメージ図



【事業の4本柱】

①福祉総合相談(断らない相談)

各相談支援機関において「(仮称) 福祉総合相談窓口」とし、年代、分野を問わない総合相談を実施します。また、CSWは、アウトリーチや市民に身近な場所で様々な相談を受け、適切な相談支援機関につなげます。

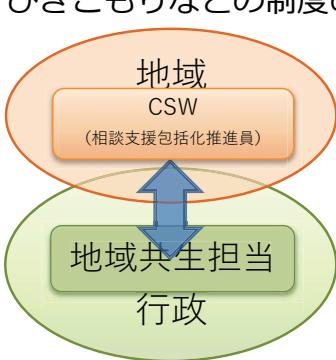
②多機関協働の中核(支援者の支援)

複合多岐にわたる課題には、CSW(相談支援包括化推進員)が中心となって、関係機関の連携を図ります。

③狭間のニーズ対応・伴走型支援

ひきこもりなどの制度の狭間のニーズに対応するため、相談がなくても気軽に立ち寄れる居場所を設け、就労支援等の専門相談につなげるきっかけづくりの場とします。

また、長く社会とのつながりが途切れている方に対して、CSWが時間をかけた支援に取り組みます。



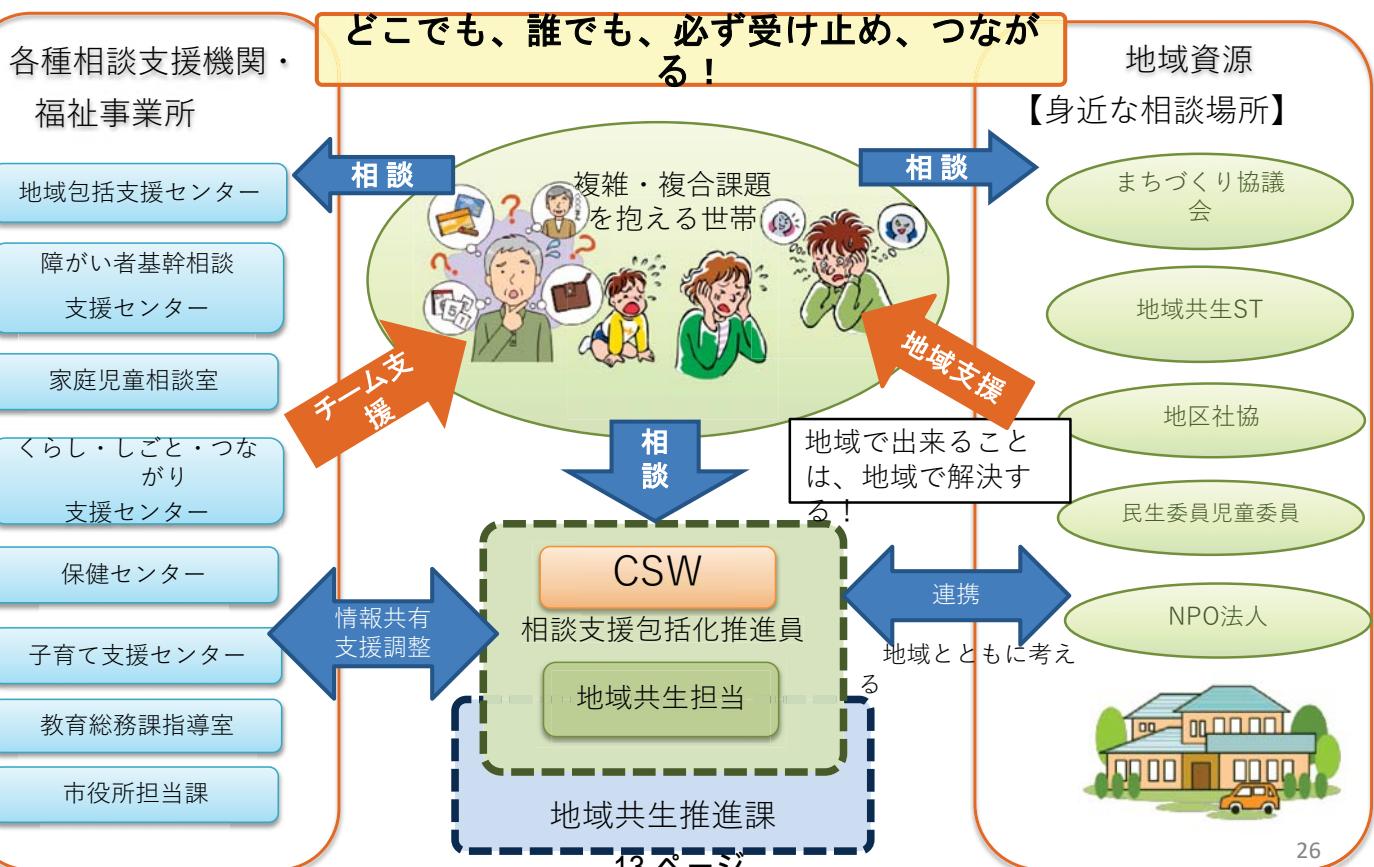
④地域支援(地域と行政のパイプ役)

地域共生ステーションを中心にCSWと地域共生担当が市民主体の“つながりづくり”、“場づくり”を支援します。

25
25

「包括的相談支援事業」

- 属性や世代を問わない相談の受け止め。（相談支援機関等における福祉総合相談の実施。）
- 地域、各種相談支援機関、行政の情報共有、チームによる支援。

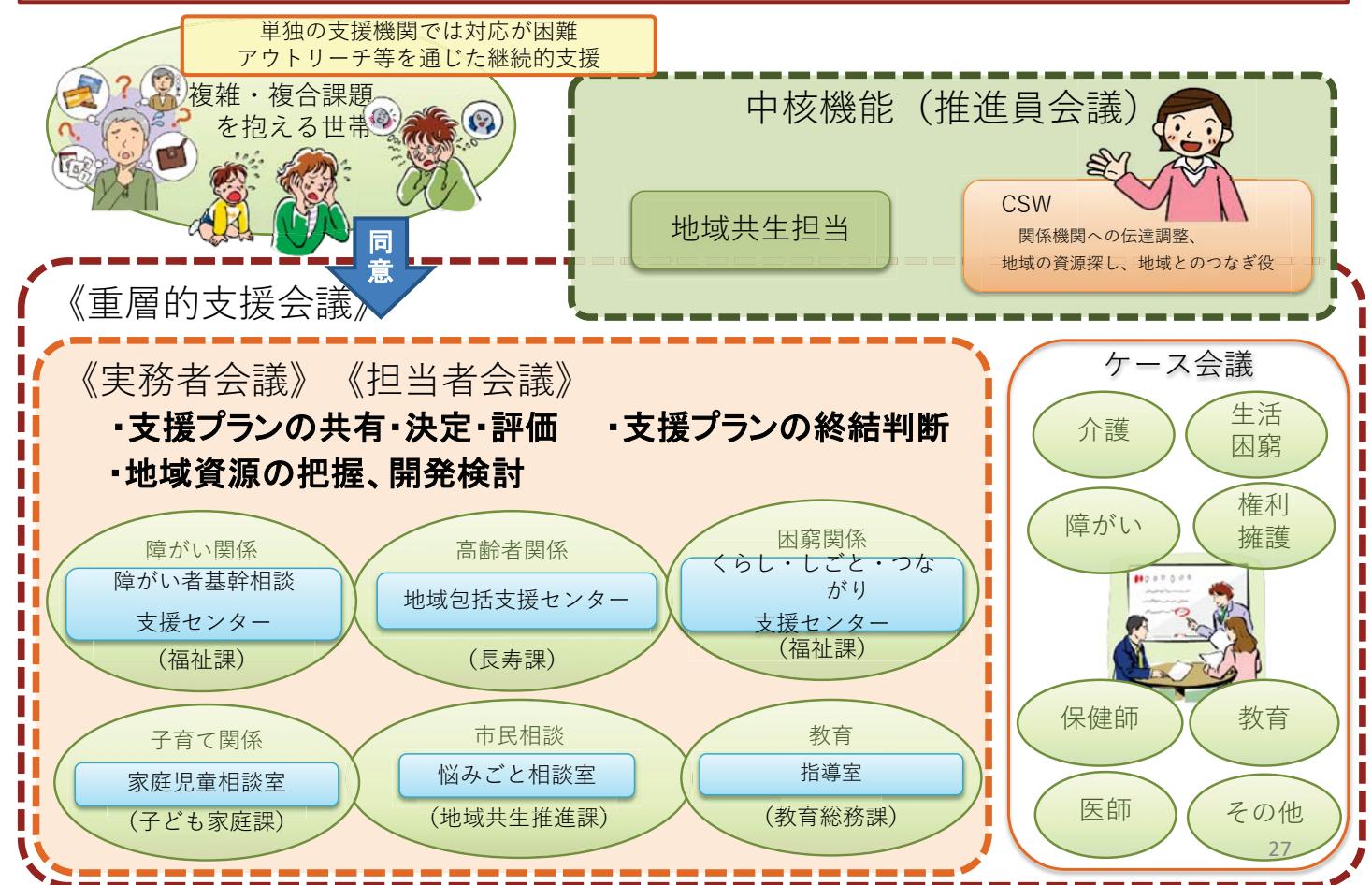


支援開始時点の関係機関(重複あり)

高齢・介護	62.5%
障がい	31.3%
子ども・子育て	12.5%
保健医療	56.3%
地域・社協	37.5%

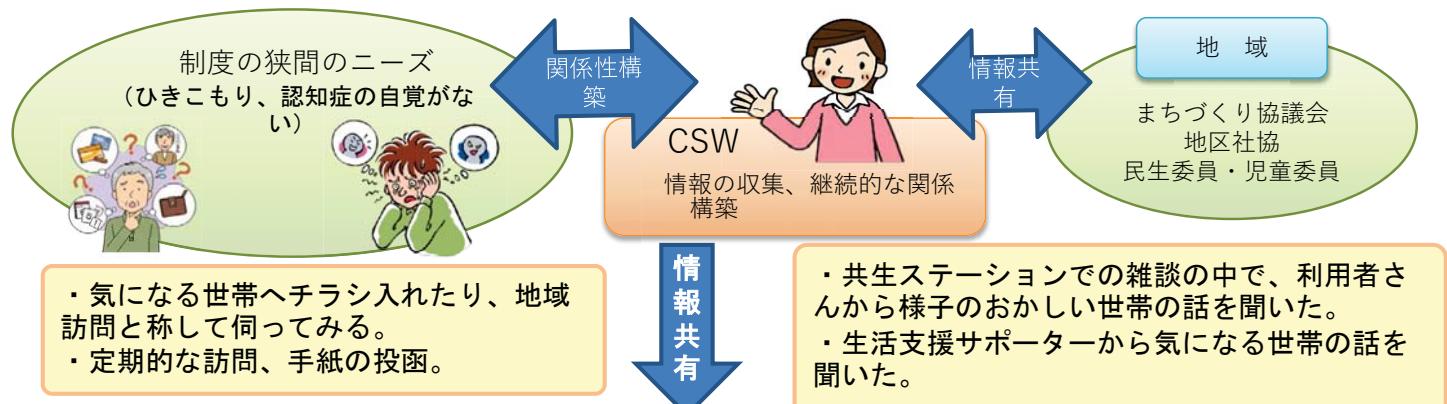
「多機関協働事業」

- 複雑・複合的課題を抱える世帯への支援における役割分担・支援方針の整理。



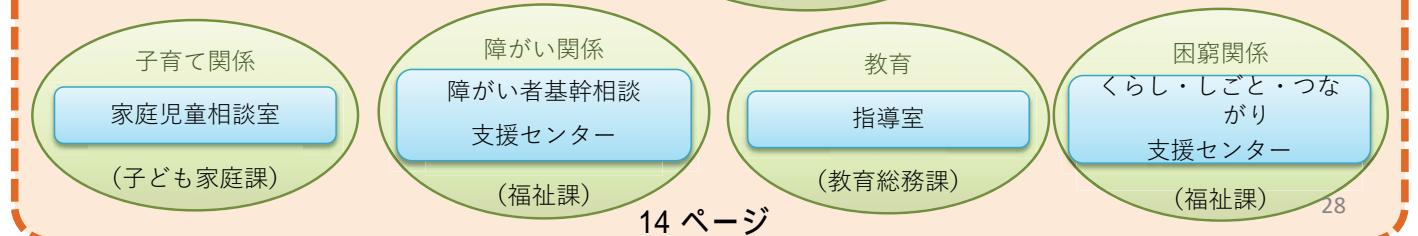
「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

- 切れ目のない支援のために関係機関による情報の継続性の確保。
- 長期的な寄り添いによる自ら支援につながることが難しい人の関係性の構築。



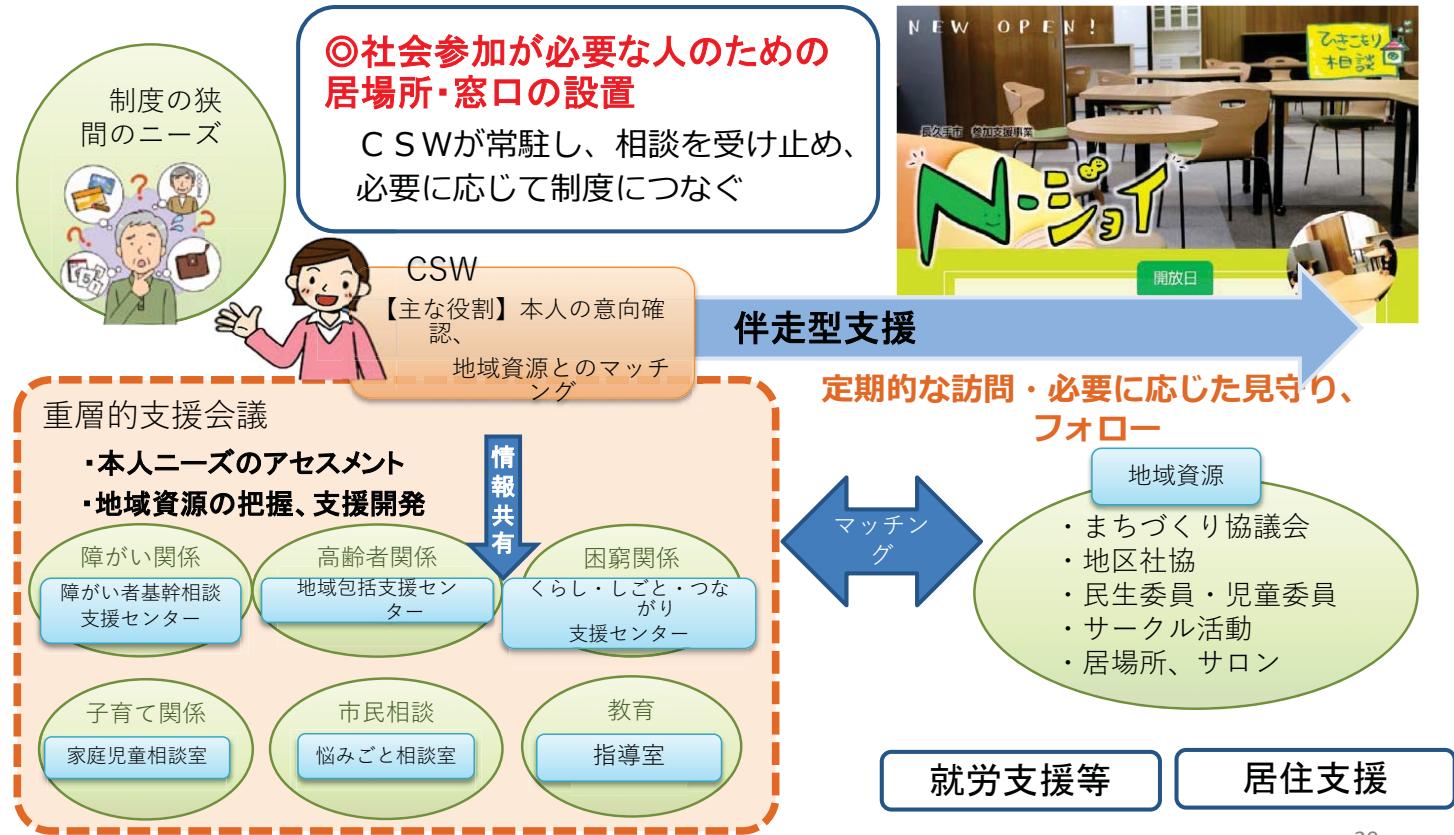
《支援会議》

- 情報共有、調整・進捗管理
- 支援プランの作成



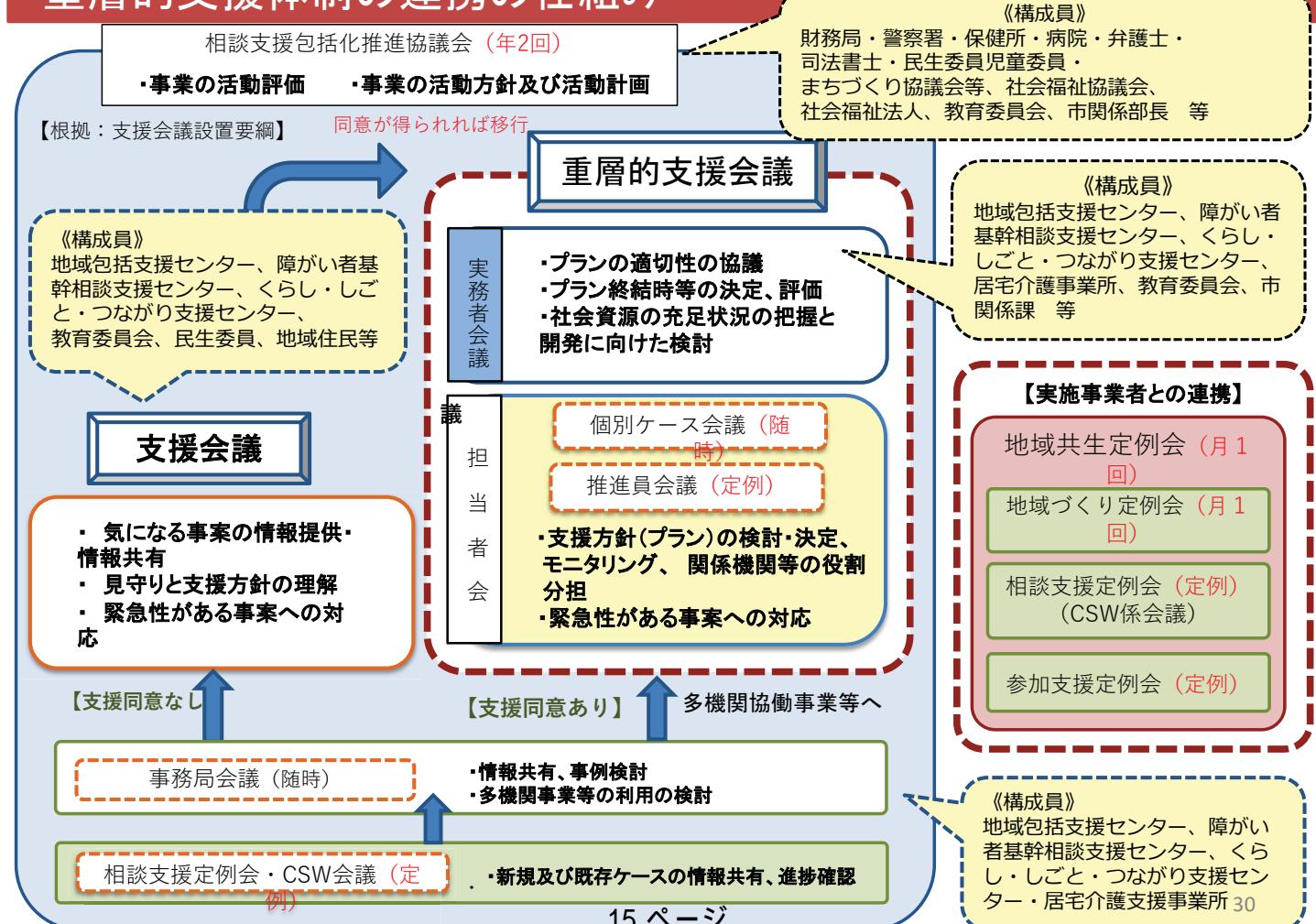
「参加支援事業」

・伴走型支援により信頼関係を構築、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とのつながりを支援。



29

重層的支援体制の連携の仕組み



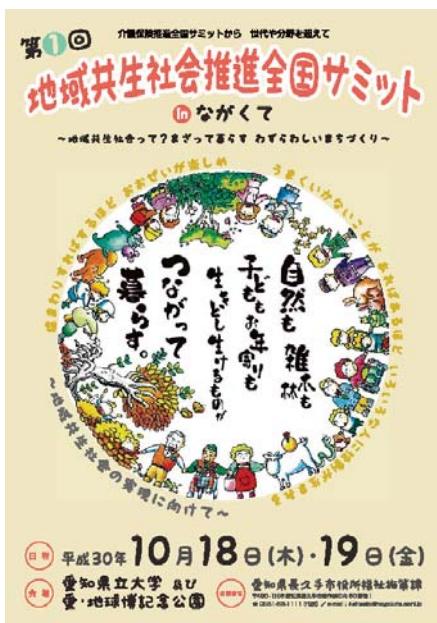
重層的支援体制整備事業にかかる今後の展望

- 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」

- ◆ 小学校区という、市民に身近なエリアで、市民からの困りごとを受け止め、適切な支援に結びつける。
 - ◆ 制度の狭間の問題や、複合化・複雑化した相談に対し、各相談支援機関とともにチームで支援を行うため、重層的支援会議等の実施など、相談支援の中核となるよう調整を行う。
 - ◆ 地域の困りごとは、地域で解決できるようまちづくり協議会等に働きかけ、共に考える。
 - ◆ 感度の高い地域づくりのために、人材の発掘や育成を行う。
 - ◆ 福祉分野に限らず、他分野と協働できる体制を検討し、様々な社会資源や人を結びつけるコーディネートをする。
 - ◆ 市全体で「**断らない包括的な伴走体制**」を構築する。
 - ◆ 重層的支援整備体制実施計画を策定する。

31

課題への対応～市民主体のまちづくり～



長久手市長から市役所職員へのことば

ご清聴ありがとうございました。